

各 都道府県知事 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

調理師法施行規則の一部を改正する省令の公布について（公布通知）

調理師法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 8 号。以下「改正省令」という。）が別添 1 のとおり本日公布されたところです。

その改正の趣旨、内容等は下記のとおりですので、貴殿におかれましては、御了知の上、貴管内関係者へ周知いただきますよう、よろしくお願いします。

記

1 改正省令の趣旨

調理師の免許を受けようとする者は、申請書に添付書類を添え、都道府県知事に提出することとされているが、申請者及び都道府県の事務負担等の観点から、

- ・ 「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）において、医師の診断書について、取扱いを検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされ、
- ・ 「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）において、学歴要件のうち学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 57 条に規定する高等学校の入学資格（以下「高等学校入学資格」という。）に係る証明書及び医師の診断書の添付を不要とする

こととされた。これを踏まえ、添付書類等について所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

添付書類のうち、高等学校入学資格に係る証明書及び医師の診断書を削除する。

調理師免許申請書の様式について、高等学校入学資格を有する者に該当すること及び麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者に該当することの有無の確認欄を新設する。様式の改正に当たり、所要の経過措置を設ける。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

（別記） 殿

厚生労働省健康・生活局長
（ 公 印 省 略 ）

調理師法施行規則の一部を改正する省令の公布について（公布通知）

調理師法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 8 号。以下「改正省令」という。）が別添 1 のとおり本日公布されたところです。

その改正の趣旨、内容等は下記のとおりですので、貴殿におかれましては、御了知の上、関係者へ周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 改正省令の趣旨

調理師の免許を受けようとする者は、申請書に添付書類を添え、都道府県知事に提出することとされているが、申請者及び都道府県の事務負担等の観点から、

- ・ 「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）において、医師の診断書について、取扱いを検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされており、
- ・ 「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）において、学歴要件のうち学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 57 条に規定する高等学校の入学資格（以下「高等学校入学資格」という。）に係る証明書及び医師の診断書の添付を不要とする

こととされた。これを踏まえ、添付書類等について所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

添付書類のうち、高等学校入学資格に係る証明書及び医師の診断書を削除する。

調理師免許申請書の様式について、高等学校入学資格を有する者に該当すること及び麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者に該当することの有無の確認欄を新設する。様式の改正に当たり、所要の経過措置を設ける。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

(別記)

一般社団法人全日本司厨士協会会長

公益社団法人日本調理師会会長

公益社団法人全国調理師養成施設協会会長

公益社団法人調理技術技能センター理事長

一般社団法人日本技能調理士協会会長

公益社団法人日本中国料理協会会長

公益社団法人日本全職業調理士協会会長

一般社団法人全国日本調理技能士会連合会会長

○厚生労働省令第八号

調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三十三号）第一条及び第十八条の規定に基づき、調理師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和七年二月四日
調理師法施行規則の一部を改正する省令
調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

厚生労働大臣 福岡 資麿

（傍線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
（免許の申請手続） 第一条（略） 2 令第一条に規定する厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。 一 次のいずれかの者に該当することを証する書類 イ 調理師法（昭和三十三年法律第四百七号。以下「法」という。）第三条第一号の調理師養成施設において一年以上調理、栄養及び衛生に関して調理師たるに必要な知識及び技能を修得した者 ロ 法第三条第二号に規定する厚生労働省令で定める施設又は営業において一年以上調理の業務に従事した後、調理師試験に合格した者 二（略） （技術審査の実施） 第十五条 技術審査は、毎年少なくとも一回行う。 2・3（略）			（免許の申請手続） 第一条（略） 2 令第一条に規定する厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。 一 調理師法（昭和三十三年法律第四百七号。以下「法」という。）第三条各号の一に該当する者であることを証する書類 二（略） 三 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者であるかに関する医師の診断書 （技術審査の実施） 第十五条 技術審査は、毎年少なくとも一回行う。 2・3（略）		

321

附則

(施行期日)

(経過措置)

この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第十五条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第一 (第一条関係)

調理師免許申請書

1 学校教育法第57条の規定により高等学校の入学資格を有する者に該当することの有無。
有・無

2 免許取得資格について、該当するどちらかに年月を記入すること。
(1) 調理師法第3条第1号(調理師養成施設卒業) 年 月 卒業
(2) 調理師法第3条第2号(調理師試験合格) 年 月 合格

3 調理師免許取消し処分の有無。(有の場合、その理由及び年月日)
有・無

4 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者に該当することの有無。
有・無

5 罰金以上の刑に処せられたことの有無。(有の場合、その罪、刑及び刑の確定年月日)
有・無

6 旧姓併記の希望の有無。
有・無

上記により、調理師免許を申請します。

令和 年 月 日

本籍地都道府県名 (国籍)	
------------------	--

電 話	()
住 所	〒 都道府県

(氏名は、戸籍上の文字で記入すること)

ふりがな	(氏)	(名)
氏 名		
	(旧姓)	
通 称 名		

生年月日	昭和 平成 令和 西暦	年	月	日
------	----------------------	---	---	---

都道府県知事 殿

性 別	男
	女

備考 1 該当する不動文字を○で囲むこと。
2 用紙の大きさは、A4とすること。

様式第一を次のように改める。